

## 第4次総合計画 中間振り返りシート 記入要領

## 1 第4次総合計画 基本計画で見直す点

主に「現状と課題」「施策の内容」「施策の指標」の3点を見直します。

(詳細は参考資料のとおり)

## 2 庁内照会シートの作成

## (1) 中間振り返り(実現できたこと)・中核市移行による影響

- ・2019.4から2022.7末までの期間に実施したことを、特筆すべき点に限って整理
- ・行政評価の「施策の評価シート」にある「施策の取組状況」を参考にまとめる(過去3年分)
- ・中核市移行基本計画において、中核市移行により「地域の保健衛生の推進」「行政サービスの効率化・迅速化」「特色あるまちづくりの推進」の3つの効果があると整理していたことから、これらのどの効果があったかも含めて整理  
⇒計画の見直しポイント「現状と課題」に反映します。

## (2) 施策における追加・修正点及び中核市移行で更に進めるべきこと

- ・第4次総合計画見直しで追加すべきことの洗い出し(箇条書き又はキーワードで整理)
- ・重点取組2019、施政方針等を参考にする
- ・参考に「事務局が考える追加・修正点」を記載  
⇒計画の見直しポイント「施策の内容」に反映します。

## (3) 指標

- ・現行のまま、目標値見直し、指標見直し、のいずれかを選択し、その理由を記載
- ・参考に「事務局意見」を記載  
(事務局は「現行のまま、達成済みのため目標値を見直し、大幅に未達のため目標値を見直し、つながりが不明瞭であり見直し、事業完了により見直し、コロナの影響で時代にそぐわず見直し」の6つの選択肢から選んで記載)
- ・新しい目標値、指標については、素案作成の段階で検討  
⇒計画の見直しポイント「施策指標」に反映します。

**指標見直しのポイント**

- ・目標値を達成済み、又は大幅に未達の場合は目標値見直し
- ・施策とのつながりが不明瞭、事業完了、コロナ禍による状況変化の場合は指標見直し  
講座、講演会などのイベント系の参加者数

オンライン開催等を含めた実績とすることとして指標の見直しは原則行わない。

ただし、実施形態の変更によって必要に応じて目標値は見直し。

建物・館への来館者数

コロナ禍で来館者の減が見込まれるが、今回は計画見直しのため原則として指標は削除せず、新しく追加することで、より現状に適した指標を設定する

第4次総合計画策定時点では保健所の想定がなかったため、現在、保健所が行っている事業を紐づけている施策ごとに、それに該当する管理事業等を示しています。

(1) 中間振り返り

- ・各事業が紐づいている施策の内容に沿って、実現できたことを整理  
⇒計画の見直しポイント「現状と課題」に反映します。

(2) 施策の方向性

- ・「施策の位置づけ」では、実施している事業を、見直し後の第4次総合計画の中でどう位置付けるのが良いかを整理
- ・以下から選択し、合わせて理由、変更後の内容等を記載
  - ア 新たな政策の設定が必要
  - イ 違う政策の中で、新たな施策の設定が必要
  - ウ 同じ政策の中で、新たな施策の設定が必要
  - エ 施策の位置づけは変更しない

例) 「新型コロナウイルス対策事業」は現行計画で

大綱：2 防災・防犯

政策：2-1 災害に強く安心して暮らせるまちづくり

施策：2-1-1 危機管理体制の充実 に基づいて進めている事業です。

「ア 新たな政策の設定が必要」の場合

現在の計画では19の政策がありますが、新たに政策を立ち上げ、そこに事業を位置付ける必要がある場合。大綱2のまま政策3を設けるか、別の大綱に新たな政策を設けるかになります。

「イ 違う政策の中で、新たな施策の設定が必要」の場合

現在の計画にある19の政策のうち、現行の「政策1 災害に強く安心して暮らせるまちづくり」以外の政策に位置付ける必要がある場合。その場合、施策も新たに立ち上げることになります。

「ウ 同じ政策の中で、新たな施策の設定が必要」の場合

現行の「政策1 災害に強く安心して暮らせるまちづくり」の中に施策2-1-1ではない、新しい施策を立ち上げる場合。

「エ 施策の位置づけは変更しない」の場合

現行計画で位置づけた施策に基づき引き続き事業を実施する場合。

- ・「計画見直しの方向性」には、現行計画における施策の内容で記述できていない点を中心に、見直し後の計画で記載すべき施策の内容を記載  
⇒計画の見直しポイント「施策の内容」に反映します。

(3) 想定される指標案

- ・現行計画では「施策の指標」が設定されていないため、新たな指標を検討  
⇒計画の見直しポイント「施策指標」に反映します。

Ⅲ. 政策・施策

大綱1 人権・市民自治

× 見直さない

政策1

平和と人権を尊重するまちづくり

**目標**  
(めざすまちの姿)  
市民一人ひとりの人権が尊重され、  
だれもが対等な社会の構成員として  
平和に安心して暮らせるまち

**現状と課題**

本市では、恒久平和の実現と核兵器の廃絶を願い、「非核平和都市宣言」を行い、啓発などに取り組みしてきました。しかし、世界各地では、今なおテロや紛争などの問題が起こっており、平和祈念資料館を中心に、平和の尊さへの理解を深める取組を進めていく必要があります。

人権尊重の意識の高まりは国際的な潮流となっており、本市においてもさまざまな啓発活動や人権教育などに取り組んでいます。しかし、差別や偏見などの人権侵害の事例は依然としてみられるとともに、「LGBTなど」性的マイノリティの人に対する配慮なども課題となっており、人権問題の解消に向けた取組を一層進めていく必要があります。

また、女性の社会進出が進んでいる一方で、社会には性別による固定的な役割分担意識が未だ根強く残っており、男女共同参画社会の実現の障害となっています。さらに、「ドメスティック・バイオレンス(DV)」が深刻化しており、本市では、女性への暴力や児童虐待の防止を一体として捉え、「Wリボンプロジェクト」などの啓発活動を進めてきました。今後も男女共同参画社会の実現やDVなどの暴力の防止に向け、取組の充実を図る必要があります。

● 見直す

策定時からの情勢変動等により、見直しが必要か分析の上、内容を修正する。

目標の達成状況や個別計画などの指標との整合を確認し、必要に応じて見直し。  
個別計画・総合戦略の指標と原則、一致させる。

× 原則見直さない

● 必要に応じて見直す

施策

1-1-1 非核平和への貢献 市民部

平和に対する市民の意識の高揚を図るため、戦争の悲惨さや平和の尊さを後世に伝えるための啓発などを行います。

1-1-2 人権の保障 市民部・学校教育部

さまざまな人権問題の解消に向け、あらゆる機会を通じて、人権に関する啓発や教育を行うとともに、性的マイノリティの人に対する配慮など新たな人権課題に取り組みます。また、人権問題に関して悩みや不安を抱える市民に対し、相談などの支援を行います。

1-1-3 男女共同参画の推進 市民部

男女共同参画に関する意識改革を図り、性別にかかわらず対等な立場で働き暮らすことができる環境を整えるため、啓発などの取組を進めます。また、DVなどの暴力に悩む市民への相談などを行うとともに、DV防止に向けた啓発などの取組の充実を図ります。

● 見直す

**■ 施策指標**

施策	指標名	策定時	目標(H40)
1-1-1	平和祈念資料館の年間利用者数	5万人 (H29年度)	6万人
1-1-2	人権に関する啓発活動や講演会などへの年間参加者数	6.1万人 (H29年度)	6.5万人
1-1-2	人権をテーマにした標語やポスターなどの作品を市の事業へ応募した小・中学校の数	36校 (H29年度)	54校
1-1-3	市職員の管理職(課長代理級以上)における女性の割合	25.1% (H30年度)	30%
1-1-3	交際相手からの暴力(デートDV)に関する中学生を対象とした啓発講座の実施校数	3校 (H29年度)	18校

- ▶▶▶ 関連する主な個別計画  
○人権施策基本方針 ○男女共同参画プラン ○わが都市すいたの教育ビジョン
- ▶▶▶ 関連する主な条例  
○人権尊重の社会をめざす条例 ○男女共同参画推進条例

▲ 時点修正